

防災情報処理端末

仕様書

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会

1 使用目的

防災情報処理端末は、各市町村・消防本部（局）に設置され、各種防災情報を受信するため24時間365日稼働する。各機器の選定については、このことに十分留意すること。

2 設置箇所数 36

3 設置場所

	機関名	住 所
1	宮崎市危機管理課	宮崎市橘通西1丁目1番1号
2	都城市危機管理課	都城市姫城町6街区21号
3	延岡市危機管理企画課	延岡市東本小路2番地1
4	日南市危機管理課	日南市中央通1丁目1番地1
5	小林市危機管理課	小林市大字細野300番地
6	日向市防災推進課	日向市本町10番5号
7	串間市危機管理課	串間市大字西方5550
8	西都市危機管理課	西都市聖陵町2丁目1番地
9	えびの市基地・防災対策課	えびの市大字栗下1292番地
10	三股町総務課	北諸県郡三股町五本松1番地1
11	高原町総務課	西諸県郡高原町大字西麓899番地
12	国富町総務課	東諸県郡国富町大字本庄4800番地
13	綾町総務課	東諸県郡綾町大字南俣515番地
14	高鍋町危機管理課	児湯郡高鍋町大字上江8437番地
15	新富町総務課	児湯郡新富町大字上富田7491
16	西米良村総務課	児湯郡西米良村大字村所15番地
17	木城町総務財政課	児湯郡木城町大字高城12271
18	川南町総務課	児湯郡川南町大字川南13680番地1
19	都農町総務課	児湯郡都農町大字川北48742
20	門川町総務課	東臼杵郡門川町本町1丁目1番地
21	諸塙村総務政策課	東臼杵郡塙村家代2683番地
22	椎葉村総務課	東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1
23	美郷町総務課	東臼杵郡美郷町西郷区田代1番地
24	高千穂町総務課	西臼杵郡高千穂町大字三田井13
25	日之影町総務課	西臼杵郡日之影町七折9079
26	五ヶ瀬町総務課	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地
27	宮崎市消防局警防課	宮崎市和知川原1丁目64番地2号
28	都城市消防局指令課	都城市菖蒲原町19号7番
29	延岡市消防本部指令課	延岡市野地町5丁目2761番地
30	日南市消防本部警防課	日南市中央通1丁目1番地9
31	日向市消防本部警防課	日向市龜崎2丁目23番地
32	串間市消防本部消防係	串間市大字南方122
33	西都市消防本部総務課	西都市大字三宅2445番地13
34	宮崎県東児湯消防組合消防本部	児湯郡高鍋町大字上江4526番地
35	西諸広域行政消防本部総務課	小林市大字真方493番地
36	西臼杵広域行政事務組合消防本部	西臼杵郡高千穂町大字三田井1346-1

4 機器仕様

(1) デスクトップPC

(1) 型式	デスクトップタイプ (省スペースタイプ)
(2) プロセッサ	インテルCore i5-13400プロセッサー相当以上
(3) チップセット	インテル® UHD Graphics730(CPUに内蔵)
(4) メインメモリ	16GB以上
(5) 補助記憶装置	
①ストレージ	暗号化機能付SSD 256GB以上
②DVD ドライブ	なし
(6) 表示機能	
①ディスプレイ	TFT21.5型ワイド
②解像度	1920×1080 ドット以上 (1,677万色以上同時表示可能なこと)
(7) 入力装置	
①ボイントティングデバイス	光学式マウス (スクロール機能付き)
②キーボード	109キーレイアウト準拠
(8) 電源	AC100V±10%、50/60Hz
(9) 拡張スロット	PCIスロット (1スロット以上空きがあること)
(10) 外部インターフェイス	
①シリアル	DisplayPort (HDCP対応) × 1、HDMI × 1
②USB	USB2.0以上×8以上
(11) ネットワーク	1000Base-T/100BASE-TX/10Base-T自動認識内蔵
(12) OS	Microsoft Windows 11Professional (64bit)
(13) 添付ソフト	Microsoft Office Home & Business 2024 Intercom LAPLINK 14 ホスト版
(14) 動作保証	5年間の翌営業日出張修理を行うこと 障害時には、直ちに復旧可能な体制をとり、1日 (24時間) 以内に復旧を行うこと。
(15) 環境配慮事項	①グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に対応すること ②JEITA「パソコンに関するVOCガイドライン」の基準を満たしていること ③PC3R「PCグリーンラベル制度」の審査基準を満たしていること
(16) その他	<ul style="list-style-type: none"> PC本体、ディスプレイ共に耐震転倒防止を行うこと 出荷時の状態及びカスタマイズ (詳細は別途指示する) 後の状態まで自動的にインストールされる再セットアップ CD-ROMを添付すること 無停電電源装置に対応した自動シャットダウント機能の設定を行うこと LAPLINKの初期設定作業及び管理パソコンからの接続確認を行うこと 発注者が指示する気象情報受信ソフトについて、開発業者と協議の上インストール・初期設定作業を行うこと 県防災情報共有システムへの接続設定及び接続確認を行うこと。 その他、発注者の指示するソフトについて、開発業者と協議の上インストール・初期設定作業を行うこと。

(2) 無停電電源装置

(1) 運転方式	常時商用給電方式
(2) 定格入力電圧	単相2線 AC100V
(3) 出力容量・電圧	500VA/300W以上 商用電源時：入力電圧スルー出力
(4) 切替時間	10msec以内
(5) 出力コンセント	3P (NEMA5-15R) ×4以上
(6) 蓄電池期待寿命	長寿命型 (5年)
(7) 蓄電池充電時間	12時間以内
(8) 冷却方式	自然空冷 (FANなし)
(9) 保証期間	1年以上の無償修理保証がなされること
(10) 自動シャットダウン機能対応	入力電源異常時、接続している PC・無停電源装置本体の電源を自動でシャットダウンする機能に対応していること 対応OS : Microsoft Windows11 接続 : USB (PC と接続するUSBケーブルを付属すること)
(11) バッテリ交換	ユーザーにて交換可能のこと

(3) バックアップ装置

(1) 型式	外付けSSDドライブ
(2) インターフェース	USB 3.2 (USB 接続ケーブルを付属すること)
(3) 対応OS	Microsoft Windows 11
(4) 電源	不要 (USB バスパワーにて作動すること)
(5) 保証期間	1年以上の無償修理保証がなされること
(6) その他	480GB以上 耐衝撃&耐振動を備えていること PCのバックアップを毎日行い、障害発生時にリストアした際に、差分を最小限に抑えること。

(4) 警告灯 ※既存流用とし、連動させること。

製造者 : 株式会社アイエスエイ

型名 : DN-1500UX-3LCW

5 提出書類

(1) 作業計画書

- ア 作業体制 (連絡表)
- イ 作業従事者名簿
- ウ 納入工程表

(2) 機器承認願

(3) 打合せ議事録

(4) 作業報告書

(5) 取扱説明書

(6) 機器管理表 (保守管理番号や製造番号等)

- ・乙は、契約締結後速やかに作業体制を確立し、作業計画書を作成し甲あてに提出し、甲の承認を得るものとすること。
- ・納入場所等の調査・確認については、事前に甲の承諾を得て行うものとすること。
- ・本事業中は、発注者との打合せを定期的に実施し、納入工程表作成、見直し等を行い、厳正にスケジュール管理を行うこと。万一、進捗の遅れが発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、具体的な解決策を文書にて発注者に提示して対処すること。
- ・各種打合せ後は、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。なお、打合せ

内容に本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容を明記した文書を速やかに提出すること

- ・作業終了後は、速やかに書面による作業結果報告書を作成し、甲に提出すること。
添付する写真は施設毎に1枚（設置後）とする。

6 動作確認及び設定作業

乙は、供給する機器について、次の事項に従い動作確認及び設定作業を行うこと。

なお、当該作業に必要なすべての費用は乙の負担とする。

（1）端末の動作確認及び設定作業

- ・OSのセットアップを実施しコンピュータが正常に動作することを確認すること。
- ・管理者権限のユーザはAdministratorとし、パスワードは無しで設定すること。
- ・組織名等の設定が必要な場合、全て『宮崎県防災行政無線協議会』と設定すること。
- ・必要なソフト類をインストールすること。

（2）作業場所

機器の動作確認作業に必要な場所は、乙が用意すること。

（3）納入

ア 設置場所

- ・機器の設置場所は「設置場所一覧」のとおりとし、既存リースの場所となるが、串間市消防本部については4月移転の新庁舎とする。
- ・設置場所への機器の移動は乙が行うものとする。

イ 作業時間

- ・設置場所での作業時間は午前9時から午後5時までとする。

ウ 納入期限

- ・納入期限については、令和8年3月25日を目指とし、契約後、甲乙協議のうえ調整するものとする。

エ 連絡・調整

- ・乙は、作業実施に当たって、甲の担当職員と十分に協議し、相互の連携と強調を図り作業を進めるものとする。

（4）納入及び作業の際の留意事項

- ・作業従事者は、身分証明書を携帯し、施設側からの請求がある場合には、速やかに提示すること。また、設置する施設内においては、受託者であることが分かるように名札または腕章を必ず着用すること。他の機器及び業務の妨げにならないよう配慮し実施すること。
- ・乙の責により甲が指定する納入場所の施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、乙の責任においてこれを補修すること。
- ・納品終了後は、甲あてに完了報告すること。
- ・各施設の担当職員に機器等の取扱説明及び操作説明を行い、サインを得て作業報告書に添付すること。
- ・端末毎に管理番号のシールを作成し貼付すること。シールは本体、電源コード、マウスに貼ること。本体に貼るシールにはシール保護用のラミネートシールを貼付すると。
- ・全端末の製造番号を控えること。

7 機器の交換

- ・機器の欠陥により故障、機能停止等の異常が発生した場合は、直ちに機器の交換を行うこと。当該欠陥が同一仕様の機器にも存在する場合は、該当する全ての機器を交換の対象とすること。

8 撤去作業

- ・契約解除またはリース満了時の設置機器等の搬出、解体作業撤去時は、設置場所において機器に格納したシステムデータ、設定情報及びデータベースに格納したデータをすべて復元不可能な方法で消去し、データ消去証明書を提示すること。データ消去後、記憶装置を物理的に破壊し、廃棄証明書等を発行すること。
- ・破壊が不可能な場合は上書き消去によってデータを復元不可能な状態にする措置を講じること。

- ・データの消去、記憶装置の廃棄にかかる費用は乙の負担とする。

9 その他の留意事項

- ・乙が供給する機器は、入札時に最新の製品または同等のものであり、かつ未使用のものであること。また、中古または中古部品を使用したものは、一切認めない。
- ・乙が機器を供給する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器と異なる機器とならざを得ない場合は、甲と事前協議を行うこと。
- ・乙が供給する機器等は、製造メーカー、型式、品番等が統一されていること。
- ・乙が供給する機器等の操作説明書は、原則として日本語で記載されていることとし、機器等の設置時に供給すること。